

厚生労働省から事業主の皆様へ 雇用保険のお手続きに関するお知らせ

雇用保険手続きの際には必ずマイナンバーの届出をお願いします

平成30年5月以降、マイナンバーが必要な届出等にマイナンバーの記載・添付がない場合には、返戻しますので、記載・添付の上、再提出をお願いします。

詳しくは[こちら](#)をご確認ください。

記載に当たっては[こちら](#)もご覧ください。

雇用継続給付の申請について

平成30年10月以降、雇用継続給付の手続きを事業主等が行う場合、同意書によって被保険者の署名・押印が省略できます。

詳しくは、[こちら](#)をご覧ください。

雇用保険関係手続の見直しについて

雇用保険関係手続（電子申請を含む）の迅速な処理のため、全国のハローワークで、以下の見直しを実施しています。事業主・社会保険労務士・労働保険事務組合の皆様におかれましては、ご理解・ご協力をお願いします。

詳しくは[こちら](#)をご確認ください。

雇用保険関係手続における確認書類の照合の省略について

雇用保険関係手続を電子申請でされる場合に確認書類の照合を省略できると認められ、「電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出（通知）」が交付されている事業主等の皆様は、平成31年1月1日以後ハローワーク窓口でお手続きをされる場合も電子申請と同様に確認書類の照合が省略できます。

新型コロナウイルス感染症の影響により離職した場合

新型コロナウイルス感染症の影響により離職した者の離職証明書の作成に当たっての取扱いに留意事項がございます。

詳しくは[こちら](#)をご確認ください。

「被保険者期間」の算定方法の取扱い変更について

令和2年8月1日以降に離職した者の被保険者期間の算定方法の取扱いについて、変更がございました。

詳しくは[こちら](#)をご確認ください。

電子公文書を被保険者や離職者にお渡しいただく際の方法について

資格取得確認通知書や離職票などの電子公文書を被保険者や離職者にお渡しいただく方法は、電子媒体のメール送付又は印刷のどちらも可能ですので、被保険者や離職者の方とご相談ください。ただし、離職者の方がハローワークに雇用保険受給の手続きをする場合は、必ず印刷した離職票を持参する必要があります。

雇用保険の手続きについては、以下の情報もご参照ください。

[□雇用保険事務手続きの手引](#) 事業主の皆様向けに、雇用保険手続きの方法について簡単にまとめたものです。

[□雇用保険に関する業務取扱要領](#) ハローワークでの雇用保険業務の取扱方法について定めたものです。

その他、雇用保険に関する情報は厚生労働省の[雇用保険制度のページ](#)もあわせてご覧ください。

